

鹿児島県文化協会会則

(名称及び事務局)

第1条 本会は、鹿児島県文化協会（以下「本会」という）と称し、事務局を鹿児島県文化センター内に置く。

(目的)

第2条 本会は、県民の創造的な文化活動を支援するとともに、各市町村文化協会及び各種文化団体相互の連携交流を図り、広域的文化事業の実施をはじめとし、県民文化の振興に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 1 作品展示会の開催
- 2 舞台芸能、演劇等の開催
- 3 機関紙「文化かごしま」の発行
- 4 その他目的達成に必要な事業

(組織)

第4条 本会は、正会員である各市町村文化協会及び各種文化団体と、本会の目的に賛同しその事業を援助する個人・法人または団体（以下「賛助会員」という）をもって組織する。

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

会長 1 名、副会長 2 名、部長 3 名、副部長 4 名、事務局長 1 名、理事若干名、
監事 2 名

(役員を選出)

第6条 役員を選出は、次の方法により正会員の中から行う。

- 1 会長・副会長・監事は理事会において選出し、総会の承認を得る。
- 2 部長・副部長は理事会において選出し、総会の承認を得る。
- 3 理事は、正会員の中から選出する。
- 4 事務局長、事務業務職員は、会長が委嘱する。

(役員の職務)

第7条 役員の職務は次のとおりとする。

- 1 会長は、本会を代表し、会務を総括し、理事会の議長となる。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。
- 3 部長、副部長は、各々の部会を総括する。
- 4 理事は、理事会に出席し、本会の企画運営、連絡調整にあたる。
- 5 事務局長は事務を総括する。
- 6 監事は、本会の会計監査にあたり、総会に報告する。

(役員任期)

第8条 役員任期は、2年とし、再任を妨げない。補欠により就任した場合は、前任者の残任期間とする。

(名誉顧問)

第9条 本会に名誉顧問を置くことができる。

- 2 名誉顧問は、鹿児島県知事の職にある者をもって充てる。
- 3 名誉顧問の報酬は無償とする。

(顧問)

第10条 本会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、次の職務を行う。
 - (1) 会長の相談に応じること。
 - (2) 理事会から諮問された事項について、参考意見を述べること。
- 3 顧問は、理事会において選出し、総会において承認する。
- 4 顧問の報酬は無償とする。

(会議)

第11条 本会の会議開催は、次のとおりとする。

- 1 総会
- 2 三役会
- 3 理事会
- 4 三部会（総務部会・事業部会・広報部会）
- 5 意見交換会

(招集)

第12条 前条の会議開催については、必要に応じて会長が招集する。

(総会)

第13条 総会は次のとおり開催する。

- 1 総会は、役員、正会員である加盟団体代表者により構成し、過半数の出席（委任状含む）により成立する。
- 2 総会の議決は、出席者の過半数の賛成によるものとする。
- 3 総会に付議する事項は、以下のとおりとする。
 - (1) 事業報告及び収支決算報告
 - (2) 事業計画及び収支予算
 - (3) 役員承認
 - (4) 会則の改廃
 - (5) その他必要な事項
- 4 臨時総会は、会員の1/3以上の要求がある場合、または理事会が必要と認めた場合は臨時に開催できる。

5 賛助会員は、オブザーバーとして参加し、議長は参考意見を求めることができる。

(三役会)

第14条 三役会は、会長、副会長、部長、副部長、事務局長で構成し、必要に応じて会長が招集する。

(理事会)

第15条 理事会は、理事の過半数の出席により成立し、議決は出席者の過半数の賛成により決するものとする。

2 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 総会の議決に基づき、各業務執行内容の決議を行う。
- (2) 理事会内に総務部会、事業部会、広報部会の三部会を設置し、理事はいずれかの部会に所属し、各々の事業を遂行する。

(三部会)

第16条 三部会は、本会の運営を円滑に推進するために、次の職務を行う。

- 1 総務部会は、会議運営、会則改廃、その他庶務全般に関する企画運営にあたる。
- 2 事業部会は、本会が関与する事業の企画運営にあたる。
- 3 広報部会は、機関紙「文化かごしま」の編集発行、広報等に関する企画運営にあたる。
- 4 三部会は、部長、副部長、部員、副会長、事務局長で構成し、必要に応じて事務業務職員も出席することができる。
- 5 三部会では、会長の承認を得て専門的な学識経験者等の意見を求めることができる。

(意見交換会)

第17条 意見交換会は、各市町村文化協会及び各種文化団体と県役員との情報交換・交流等を図るため必要に応じて随時開催する。

(表彰規定)

第18条 表彰規定は、別途定める。

(旅費規程)

第19条 本会の執行に伴う旅費、日当は次のとおりとする。

- 1 会議は、三役会・理事会・三部会・意見交換会とする。
- 2 会議以外の執行は、その他必要に応じて定める。
- 3 算出基礎は別途定める。

(役員報酬)

第20条 本会の役員手当は、別途定める。

(会計)

第21条 本会の会計は、次のとおりとする。

- 1 各市町村文化協会費、各種文化団体会費、賛助会費、補助金及びその他の収入をも

- って充てる。
- 2 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
 - 3 会費の区分は別途定める。

(慶弔規定)

第22条 慶弔規定は別途定める。

(文化振興基金規則)

第23条 文化振興基金規則は別途定める。

(附 則)

- (1) 本会則は、昭和44年5月10日から施行する。
- (2) 昭和49年7月28日 一部改正
- (3) 昭和52年6月28日 一部改正
- (4) 昭和57年6月26日 一部改正
- (5) 昭和61年6月 8日 一部改正
- (6) 昭和62年6月 7日 一部改正
- (7) 平成 2年6月17日 一部改正
- (8) 平成 4年6月28日 一部改正
- (9) 平成 8年6月 8日 一部改正
- (10) 平成15年6月 7日 一部改正
- (11) 平成16年6月12日 一部改正
- (12) 平成17年6月11日 一部改正
- (13) 平成19年6月 9日 一部改正
- (14) 平成23年6月18日 一部改正
- (15) 平成24年6月16日 一部改正
- (16) 平成28年6月18日 一部改正
- (17) 平成29年6月22日 一部改正
- (18) 平成30年6月15日 一部改正
- (19) 令和 2年6月 5日 一部改正
- (20) 令和 3年6月 4日 一部改正
- (21) 令和 4年6月 2日 一部改正
- (22) 本会則に定めない事項は、理事会が細則を定めて実施する。